

資料1

国会議員ラグビー世界大会レセプション企画・運營業務委託に係る
企画提案募集要項

1 目的・趣旨

この業務委託は、世界の国会議員を招いた知事主催のレセプションを開催し、山梨県の魅力を世界へ発信することを目的とする。

上記の内容を実現すべく業務を遂行するため、企画・提案、レセプションの運営等について、専門的知識や経験を有する事業者へ委託することとし、この事業者を選定するにあたり、企画提案を募集するものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

国会議員ラグビー世界大会レセプション企画・運營業務

(2) 業務の仕様等

「資料2 国会議員ラグビー世界大会レセプション企画・運營業務委託仕様書」
のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和元年9月27日（金）まで

(4) 予算額（委託予定額）

金 6,403,320 円（税込）以内

3 企画提案応募等に関する事項

(1) 担当課

山梨県オリンピック・パラリンピック推進課（担当：齊藤、丸山）

電話 055-223-1545 FAX 055-223-1578

電子メールアドレス olym-para@pref.yamanashi.lg.jp

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

(2) 日程

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 募集要項等の交付開始 | 令和元年7月 1日（月）※公告日 |
| ② 企画提案応募資格確認申請書の提出 | 令和元年7月 8日（月） |
| ③ 企画提案に係る質問の受付期限 | 令和元年7月10日（水） |
| ④ 企画提案書等の提出期限 | 令和元年7月19日（金） |
| ⑤ 採用業者の決定・委託契約締結 | 令和元年7月下旬を予定 |

(3) 募集要項等の交付

山梨県ホームページからダウンロードすること。

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出

- ① 応募を希望する者は、応募資格を有することを証明するために、企画提案応募資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出し、企画提案応募資格の確認を受けなければならない。
- ② 申請書には誓約書（様式2）、役員名簿（様式3）を添付すること。ただし、既に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている法人または個人は、競争入札参加資格通知（写）の添付をもって代えることができる。
- ③ 申請書の提出期限
[提出期限] 令和元年7月8日（月）午後4時まで 必着
オリンピック・パラリンピック推進課（北別館5階）に直接持参又は郵送すること。
[受付時間] 午前9時～正午・午後1時～4時
- ④ 提出期限までに県が申請書を受理できない場合は、応募資格は受けられず、応募することはできない。

(5) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は「(様式4) 国会議員ラグビー世界大会知事主催レセプション企画・運營業務委託に係る企画提案質問書」により受け付ける。

- ① 受付期間：令和元年7月1日（月）～令和元年7月10日（水）午後4時まで
- ② 提出方法：原則として電子メール
- ③ 回答方法：受付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、参加申込者すべてに対し7月16日（月）までに電子メールにて行う。

(6) 企画提案書等の提出

- ① 提案者は、次のアからウまでの書類（以下「企画提案書等」という。）を持参又は郵送により提出しなければならない。なお、提案者1事業者につき1提案とし、提案内容に係る費用の額は、「2 委託業務の概要（4）予算額（委託予定額）」を超えないものとする。

ア 企画提案書 11部（コピーでも可）

A4判左綴じで、様式は任意で、概ね20ページ以内で作成すること。

当日のプログラムやレイアウト、広報、スケジュール等の提案内容が判断できるもの。

イ 法人の概要書 1部

様式は任意、既存のものやパンフレットでも可とする。

ウ 業務実施体制表（様式5） 1部

これまでの類似業務実績、当該業務に関わるスタッフ等の見込みについて

記載。

エ 経費見積書 1部

A4判で、様式は任意とする。

② 企画提案書等の提出期限

[提出期限] 令和元年7月19日(金)午後4時まで 必着
オリンピック・パラリンピック推進課(北別館5階)に直接持参又は郵送すること。

[受付時間] 午前9時～正午・午後1時～4時

③ 提出期限までに県が企画提案書等を受理できない場合は、審査対象としない。

④ 一度提出した企画提案書は、これを書き換え、差し替えまたは、撤回をすることができないものとする。

(7) 企画提案の無効

「6 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

① 応募要項の規定に反した提案

② 「2 委託業務の概要」中の「(4) 予算額(委託予定額)」を超える提案

③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 提出された企画提案書等で審査を行う。

(2) 審査基準は別紙のとおりとする。

(3) 審査を基に県が第1順位の委託候補者を決定する。

(4) 審査の結果については、各提案者に電話で「採用」「不採用」の別を連絡する。

(5) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、資料2の仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

6 応募資格

応募できるのは、次にあげる条件を全て満たす業者とする。

- (1) 県内に本社（本店）又は事業所を有している法人又は個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 常に連絡が取れ、必要な都度、面談ができるスタッフを配置できること。
- (4) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (5) その他、県の指示に対応すること。

7 その他

- (1) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③ なお、提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。
- (2) 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、全て提案者自身が負担するものとする。
- (3) 契約を締結するまでの間、「6 応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (4) 「6 応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。